

## 性犯罪に関する刑法改正を求める意見書

性犯罪に関する刑法は、明治40年の制定から110年を経て2017年に初めて大幅な改正が行われた。法改正時には3年後に法の見直しを行うことを附則で規定しており、法改正後も、例えば性交同意年齢について、被害者の同意のない行為だと裁判で認定されながらも、被害者の状態が抗拒不能状態だったとするには合理的な疑いが残るとして無罪となったケースもあるなど、なお不十分であることが指摘されてきた。

2020年5月に法務省に「性犯罪に関する刑事法検討会」（以下「検討会」）が設置され、約1年の検討を経て、2021年5月21日に検討会とりまとめ報告書が公表された。

検討会には、刑法の識者に加え、被害当事者や被害者支援にあたる専門家が参加し、被害の実態に沿った刑法犯罪規定の改正について、幅広く真摯な議論がなされ、論点が整理されたものの、残念ながら法改正に関する明確な方向性までは示されるに至らなかった。

今後、法務省において刑法改正案を策定し、法制審議会を経て、国会において、刑法改正に向けて準備が進められる可能性がある。

現在、国において内閣府が「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を示し、対策強化のための関係府省会議が継続して開催されている。

さらに、法務関係では、被害者保護の観点から、逮捕状や拘留状、起訴状等に個人を特定できる事項を記載しない対応を可能とする刑事訴訟法改定が検討中であることや、幼児から高校生までを保護対象とした「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が5月28日に成立したことなど、性犯罪・性暴力対策は着実に進められており、これらの取組を評価するものである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、今後、検討会で示された論点整理を踏まえ、日本の性暴力被害者の被害実態を踏まえるとともに、国際基準に即した法律案を作成した上で、速やかに法制審議会に諮り、国会での審議を行うことを求め、下記の事項を要望する。

### 記

1. 「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や国際基準に鑑み、現在13歳となっている性交同意年齢を引き上げること。
2. 地位・関係性を利用した性犯罪規定を検討すること。
3. 不同意性交等罪等の検討を行うこと。
4. 公訴時効の見直しを検討すること。

5. デジタル技術やSNSの発展とともに変化する新たな性犯罪課題について、適宜、  
刑罰規定を見直し、検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月22日

大 阪 府 茨 木 市 議 会